

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県教育委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年3月26日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

教 企 第 2 1 1 号
平成25年3月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

平成25年2月21日付け石監査第514号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
行政財産の使用許可事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	金沢中央高等学校	今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことのないよう適正に事務処理を行うとともに、職員相互のチェックを厳重に行い、事務に万全を期するよう指導、徹底しました。